

令和6年度農林水産物直販所経営力向上支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度農林水産物直販所経営力向上支援業務委託

(2) 業務の背景と目的

【背景】

本県の農林水産物直販所（以下「直販所」という。）は、農産物の購入先であるだけでなく、人が集う地域の拠点であり、特に中山間地域では、商店等の社会インフラとしての機能を持つ等、直販所を中心とした地域の活性化等に大きな期待が寄せられている。

しかしながら、生産者の高齢化等により、品揃えや時期により出荷物（量・品目等）に偏りが生じるなど、店舗運営を継続していく上での課題がある。さらに、今後、生産者及び出荷量が減少していくことで、店舗を維持することが難しくなることが考えられ、直販所の店舗数の減少が懸念される。

こうした状況下にあつて、生産者所得を確保し中山間地域の振興を図るためには、直販所間の商品・情報の相互供給での直販所の売上向上による店舗経営の維持に向け取り組む必要がある。

【目的】

令和6年度においては、直販所間における商品・情報の相互供給ネットワークの構築に向け、直販所間取引に参加を希望する直販所が自立して商品・情報の取引が出来るよう具体的手法を確立することを目的とする。

(3) 業務の内容

別添「令和6年度農林水産物直販所経営力向上支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約日から令和7年3月7日（金）

2 見積限度額

2,513千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度農林水産物直販所経営力向上支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

4 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

5 企画提案者の募集

当該実施要領に基づき募集する。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履

行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときに随意契約の手に進む。交渉が10日以内（予定）に整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととする。

7 資格要件

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 高知県内に本社又は営業所等があること。
- (6) 過去5年以内に同種、類似の業務の実績があること。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 8に記載する説明会に参加すること。

8 説明会

業務内容やプロポーザル方式による企画提案の手順について説明する。参加希望者は、説明会参加申込書（様式1）により申し込むこととする。

(1) 開催日時

令和6年5月23日（木） 10時から12時まで

(2) 場所

高知市追手筋2-1-1 オーテピア高知図書館 4階ホール

(3) 参加者数

1参加者あたり2名までとする。

(4) 申込期限

令和6年5月22日（水）17時（必着）

(5) 申込方法

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課あてFAX又は電子メールによる。

なお、いずれの場合も電話により着信を確認すること。

9 質疑と回答

質疑は、令和6年5月24日（金）17時までに、質疑書（様式2）により、FAX又は電子メールで受け付ける。いずれの場合も、電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容は、令和6年5月29日（水）までに高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課ホームページに掲載するものとする。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭等での問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を予定している者から、下表の参加申込書類一式の提出をもって受

け付けることとする。

【参加申込書類一式】

	書類の名称	規格	部数
1	参加申込書（様式3）	A4縦	紙 正1部
2	法人概要書（様式4） ※必要に応じて別添書類の添付も可	A4縦 ※別添は自由	紙 正1部
3	統括責任者経歴書（様式5）	A4縦	紙 正1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和6年5月31日（金）17時（必着）

③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課

(2) 資格要件の確認

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課において、申込者から提出のあった参加申込書一式を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年6月4日（火）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求められることができる。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

11 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度農林水産物直販所経営力向上支援業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査

別途定める「令和6年度農林水産物直販所経営力向上支援業務委託公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

13 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかにすべての参加者に文書で通知する。

なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

※高知県情報公開条例

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

14 日程（予定）

令和6年5月15日（水） 募集開始

令和6年5月22日（水） 説明会参加申込締切

令和6年5月23日（木） 説明会
令和6年5月24日（金） 質疑書提出締切
令和6年5月29日（水） 質疑回答期限
令和6年5月31日（金） 参加申込書類一式提出締切
令和6年6月4日（火） 参加者資格結果通知
令和6年6月11日（火） 企画提案書提出締切
令和6年6月14日（金）～6月21日（火）
審査委員会
令和6年6月下旬 審査結果通知

15 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出すること。
ただし、開示・非開示の判断は、様式6に基づくものではなく、様式6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。
※高知県情報公開条例
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

16 問合せ先

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課
担当：小森、坂田
TEL：088-821-4537
FAX：088-873-5162
E-mail：160701@ken.pref.kochi.lg.jp

17 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

18 その他

- (1) 参加申込後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをする

ことはない。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。